

損害賠償請求控訴事件の和解につき議決を求めることについて

1 事案の概要

平成23年3月に……………および……………（平成28年4月より……………に吸収合併）（以下「控訴人」という）に対し県が売却した、滋賀県立短期大学農業部跡地……………において、地中埋設物（建物の基礎等）が発見された。また、売却時に存在していた既存建物において、県が事前に調査把握していた箇所以外の箇所からアスベストが発見された。これらのことから、控訴人らが地中埋設物撤去・土の入替えおよびアスベストの除去を行い、その費用等について、滋賀県を被告とする損害賠償請求訴訟が提起された。

平成26年9月18日に請求を一部容認する第1審判決（大津地方裁判所）があり、地中埋設物関係は滋賀県が勝訴、アスベスト関係は滋賀県が敗訴した。

判決を受け、滋賀県敗訴部分については、速やかに損害賠償金を支払ったところであるが、滋賀県勝訴部分については、第1審原告らが平成26年10月1日に控訴し、現在、訴訟継続中のところ、平成28年1月20日に大阪高等裁判所から、和解の勧誘があり、このたび控訴人らと滋賀県が合意に達したので和解しようとするものである。

（参考）これまでの経緯

第一審

平成24年 3月	訴状到達
平成26年 9月	判決（県一部勝訴）
平成26年 10月	県、敗訴部分にかかる損害賠償支払

控訴審

平成26年 10月	控訴提起
平成28年 1月	裁判所から和解勧誘
平成28年 4月	控訴人から和解案提示

2 和解案

- (1)控訴人らと滋賀県は、今後も引き続き、良好な協力関係の構築に努めることとし、滋賀県は、今後とも所有地の管理および適正な売却に万全を期す。
- (2)控訴人らと滋賀県は、本件第1審判決主文第1項および第2項（いずれも滋賀県敗訴部分）については、滋賀県から各控訴人に対し全額を支払済みであることを確認する。
- (3)控訴人らは、その余の請求を放棄する。
- (4)控訴人らと滋賀県は、控訴人らと滋賀県との間には、本件に関し、本和解条項に定めたほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5)訴訟費用は、第1、2審を通じて各自の負担とする。

3 和解の効力

議会の議決をいただければ、次回の弁論準備（平成28年7月4日予定）にて、裁判所が和解調書を作成し、双方に交付される。

和解調書は確定判決と同一の効力を有するため、訴訟はこれで終結する。